

平成 21 年 度 第 6 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 2 1 年 6 月 2 5 日 (木) 午 後 2 時
場 所 八王子市役所 議 会 棟 5 階 第 3 ・ 4 委 員 会 室

第6回定例会議事日程

1 日 時 平成21年6月25日(木) 午後2時

2 場 所 八王子市役所 議会棟5階 第3・4委員会室

3 会議に付すべき事件

第1 第12号議案 平成21年度東京都教育委員会職員表彰候補者の推薦について

第2 第13号議案 八王子市立学校教職員の措置について

第3 第14号議案 八王子市図書館の開館時間の変更について

4 報告事項

・「夏休み 子どもを取り巻く事故・犯罪 ゼロ作戦」の実施について

(教育総務課)

・平成22年度八王子市立中学校使用教科用図書採択における教科用図書選定検討委員会の設置に関する要項について (指導室)

・平成21年度生涯学習スポーツ部夏季事業一覧について (生涯学習総務課)

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委員長 (1番) 小田原 榮

委員 (2番) 和田 孝

委員 (3番) 川上 剋美

委員 (4番) 水崎 知代

教育長 (5番) 石川 和昭

教育委員会事務局

教育長(再掲) 石川 和昭

学校教育部長 石垣 繁雄

学校教育部参事 指導室長事務取扱 (教職員人事・指導担当)	由井良昌
教育総務課長	穂坂敏明
学校教育部主幹 (企画調整担当)	穴井由美子
施設整備課長	萩生田孝
学事課長	野村みゆき
学校教育部主幹 (中学校給食担当)	小松正照
学校教育部主幹 (学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当)	海野千細
指導室統括指導主事 (企画調整担当)	宇都宮聡
指導室統括指導主事 (教育センター担当)	内野雄史
指導室統括指導主事 (教育施策担当)	宮崎倉太郎
指導室前任指導主事	所夏目
生涯学習スポーツ部長	榎本茂保
生涯学習スポーツ部参事 (八王子市図書館長)	坂倉仁
生涯学習総務課長	桑原次夫
スポーツ振興課長	遠藤辰雄
学習支援課長	設楽いづみ
文化財課長	渡辺徳康
生涯学習スポーツ部主幹 (スポーツ施設担当)	若林育男
生涯学習スポーツ部主幹 (生涯学習センター図書館長)	遠藤幸保
生涯学習スポーツ部主幹 (川口図書館長)	石井里実
図書館主査	樋口勉
生涯学習総務課主査	前田高明

事務局職員出席者

教育総務課主査	後藤浩之
---------	------

教育総務課副主査

小林 なつ子

教育総務課主任

佐藤 秀 靖

【午後 2 時開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。

本日の委員の出席は 5 名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成 21 年度第 6 回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員は 4 番 水崎知代委員 を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、議事日程中、第 12 号議案につきましては、平成 21 年度東京都教育委員会職員表彰候補者に関するもの、第 13 号議案につきましては、学校教職員の措置に関するもので、どちらも審議が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条第 6 項及び第 7 項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

小田原委員長 それでは、それ以外の日程に従いまして進行いたします。

まず、日程第 3、第 14 号議案 八王子市図書館の開館時間の変更についてを議題に供します。

本案について、図書館から説明願います。

石井生涯学習スポーツ部主幹 それでは、図書館の開館時間の変更について、御説明申し上げます。

説明につきましては、中央図書館、樋口主査からお願いいたします。

樋口中央図書館主査 それでは、第 14 号議案であります八王子市図書館の開館時間の変更について、御説明いたします。

八王子市図書館条例施行規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、中央図書館、生涯学習センター図書館、南大沢図書館、川口図書館、中央図書館北野分室の開館時間を、10 時より 30 分繰り上げ 9 時 30 分に開館するものでございます。

変更する期間は、小・中学校の夏休みの期間であります 7 月 18 日から 8 月 31 日までです。

変更の理由につきましては、小・中学生を中心に読書や調べ物などの機会を提供し読書環

境を整えることであります。

図書館としましては、1人でも多くの子どもたちが図書館に来てもらえるように、7月1日号の市広報やポスターあるいはホームページによりまして周知をしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

小田原委員長 図書館からの説明は終わりました。

本件について御質疑並びに御意見ございましたら、お願いいたします。何かございませんか。

水崎委員 保護者の立場だと、個人的には30分繰り上げて開館してもらって、子どもたちが利用してくれればそれはいいことだなと思うんですね。ただ、この繰り上げることで起きてくる支障というのは、例えば、職員体制というその問題があるんでしょうか。それとも、そこはそんなに深刻に考えなくていいところなのでしょうか。

石井生涯学習スポーツ部主幹 図書館の繰り上げ開館に伴いまして、確かに作業量、繰り上げ開館に伴いまして30分のカウンターに、要は職員が座る時間が一つは余計に出てきます。通常、図書館が10時に開館するまでにつきましては、年間約50万冊のリクエスト本の書架からの引き抜き作業だとか、あるいは書架の配架、整架、こういうような作業がございます。そのような作業を多少犠牲にしても開館を夏休み期間に限っては小・中学生の読書環境をつくるためにやろうということで、そういうようなことを多少犠牲にして開館をしている状況です。

小田原委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

水崎委員 今のはよくわかりました。あと例えば図書館じゃなくて小学校、中学校の図書室を夏休み開放して、例えばボランティアに入ってもらって、子どもたちに、決まった時間とか期間とかそれを開放するとか、そういうことをやっているところがあると思うんですよ。そういう状況というのはどこかつかんでいるところがありますか。

石井生涯学習スポーツ部主幹 公共図書館の方では、学校図書館の開館等につきましては、実態は把握しておりません。

由井学校教育部参事 実態としては、今手元で把握しているものはございませんが、夏休み中、夏季休業中に図書館を開いて子どもたちに利用しやすいようにしているとか、そういうところはあるということは認識しています。

水崎委員 もちろん、学校の図書室とこういう大きな図書館とは、蔵書の数とかそういう

ところからすれば、比べるものではないとは思いますが、子どもたちの安全・安心な居場所の提供という考え方から言えば、例えば図書館の開館を繰り上げるというのも一つですが、地域の子どもたちが近くの学校に通って、図書室に通って本を読んだり勉強したり調べたりとか、そういうこともこれから少し広げていってもいいのかなと思ったのですが、これはこの議題とは違いますけれども、私の感想なんですけど。

由井学校教育部参事 今、近くの学校、自分の学校じゃなく……。

水崎委員 近くって、子どもたちが自分の学校が近いということです。

由井学校教育部参事 自分の学校ということでもよろしいですね。

そうすると、小・中学校ですと、プール指導ですとか、そういうときに図書館を同時に開いて、あいている早目に来た子たちがそこで本を読んだりとか、あるいはその後、補習の学習に生かしたりとか、そういうような対応をしているところはかなりあるかと思えますけども、純粋にボランティアの方に入ってきて、そこで対応しているということについては、ちょっと今の段階では把握していないと思います。

小田原委員長 これは夏休みというのは、子どもたちは学校に来てはいけないというそういう期間ですか。

由井学校教育部参事 いや、そういうことはございません。

小田原委員長 ということで言えば、学校に来た子どもたちが図書室なり教室なりに入るということは構わない。

由井学校教育部参事 夏季休業中は、日直の教員が必ずいるわけですから、その中で図書室で本を借りたいとか、あるいは何か忘れ物をして入るとかということはあるかと思えます。

小田原委員長 そうすると、結局それは学校に任せているという話であって、学校で図書室なりプールなり開かない期間は、そこは子どもたちは使ってはいけませんと、そういうふうになっているということでもよろしいのですか。

由井学校教育部参事 基本的に使ってはいけませんというわけじゃないですけども、許可を得て使うということで常に来てください、常に開くという形では今現在のところはないということなんです。

水崎委員 実は私の近くの学校は図書のボランティアが入って、夏休みある期間開放したという実績があったもので、好評だったと聞きましたので、そういうのが広がっていけばそれもまたいいのかなと思ったもので、すみません、ちょっと今日のこの議題とは違ったんで

すけど。

小田原委員長 今日議題で言えば、これは今年初めて出てきたものではなくて、何年前、去年もこういうのが提案されましたよね。そうすると、そのたびに議案としてかけるんじゃないくて、この期間は今回こういうふうに決定したらこれを取りやめるまではこの規則がいきますよというふうにはならないんですか。そういうふうにはできないんですか。

石井生涯学習スポーツ部主幹 現在の規則の中でいくと、教育委員会が認めた場合はというような規定になっていますので、定例会に上程して御承認をいただいているというような形になりますけど、これを規則改正をして小・中学生の夏休み期間中は30分繰り上げるとような形に規則を改正することによって、これはそれで以後かけなくても大丈夫だろうと思います。

小田原委員長 ですから、今日はこれでいいですけども、そのたびにかけるんじゃないくて、それからまた夏休みに限定するのではなくて、この目的・変更理由を見ますと、この夏休みの期間に、議案として出るのは夏休みの期間という言葉がいいのかどうかしりませんが、その後の、学校に行かない日において小・中学生にこれこれの環境を整えるには、要するに、休みで学校に行かないわけだから、その日は何時から何時までいいですよというふうにはできないのかということをお検討いただきたいということなんです。そういう趣旨から言えばですよ、何も夏休みに限るんじゃないんじゃないですかと。

そうすると、今度は勤務時間とか、そういったところの問題になっていくでしょうから、そこをクリアできるのかどうか、あるいは趣旨をどういうふうにかかすようにするのか考えていただければ、その都度上程しなくてもいい話になりませんか。

石井生涯学習スポーツ部主幹 今、委員長さんおっしゃられたことにつきましては、今後検討してみたいと思います。

小田原委員長 と思うのですが、そのほかいかがですか。

和田委員 今回の件で30分の繰り上げということなんですけれども、これはもう1時間の繰り上げとかというのは、いろんな物理的な条件で難しいということなんですか。そこをちょっとお尋ねします。

石井生涯学習スポーツ部主幹 1時間繰り上げますと、先ほど申し上げましたようなリクエストを書架からとってくる作業、あるいは配架、整架作業、こちらの方に支障が出てきますので、現実の体制の中では無理です。

和田委員 現在の職員体制とか、そういう状況からいって難しいということですよ。

変更理由の内容の中に、夏休み期間中の小・中学生を対象としているということを考えれば、学校というのは通常8時15分から8時30分ぐらいの間に学校が始まりますよね。そうすると、夏休み期間中も生活のリズムであるとか、そういう規則的な生活をするというようなことを考えたときに、9時半というのは中途半端だなという感じがちょっとしていたものですから、それ以前、夏の期間ですので、かなり早い時間ということではないんですけども、居場所やそういう生活の規律を守るようなことを考えたときには、可能であれば9時ぐらいから開館できたら、子どもたちにとって一つの生活のリズムを崩さずに活用できるような、そういうことができるんじゃないかということでお聞きしたんですが、現体制でやっていくことが難しいというのであれば、それはまたいろんな予算措置等が、あるいは勤務体系等の変更が必要になってくるかと思うんですが、30分でも十分子どもたちへの対応ができていると思うんですけども、大きな趣旨からいうと9時ぐらいでも可能、子どもたちにとってみるとありがたいのかなというふうに思っているんですけど。

小田原委員長 前にもありましたよね。それで、同じ答えが返ってきているんですけど。これ趣旨を考えるんだったらば、30分なんてけちけちしないでと普通思いますよね。まあ、やらないよりは少しでもその時間を広げるということはいいだろうということで、こうなって提案されていると思いますけれども、今の話はやはり繰り返しこうやって話が出てくるということは、そういうふうにした方が趣旨から言えばいいんじゃないかというお話だと思いますので、それも含めて検討いただきたいというふうに思います。

それから、前の話で言えば、これで30分間広げたことによるこの利用状況はどうだったのかというような話がたびたび出ていたように思うんですけども、そういうことも含めて検証して、いい方向へさらに進めていただければというふうに思います。

ということで、ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第14号議案につきましては、本年度は御提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第14号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 それでは、続いて報告事項となります。

教育総務課から順次、御報告願います。

穴井学校教育部主幹 夏休みの子どもを取り巻く事故、犯罪ゼロ作戦について御報告をいたします。

この取り組みについては、平成19年度から毎年夏休みの期間をとらえて、子どもたちの事故や犯罪をできるだけなくしましょうというか、ゼロにしましょうという本市で取り組んでいるものでございます。

夏休みにおける子どもたちの安全を確保するために、職員一丸となって取り組むために、本市で発生したヒヤリ・ハットの事例、要は、危ないなというふうに思ったような情報を全庁で共有化をして、子どもたちが万が一の事故、犯罪に巻き込まれないように、市として最大限の対策を講じましょうということで、「夏休み 子どもを取り巻く事故・犯罪 ゼロ作戦」と名づけまして実施をしている状況です。これについては、政策運営会議の方に報告をした事案というふうになっています。

内容でございますけれども、今年度の取組方針として、小さな事故も大きな事故につながる要因としてとらえ、本市でのヒヤリ・ハット事例を参考に対策を講じるとともに、次の点に注意を払うということで、こちらにお配りをしております「夏休み 子どもを取り巻く事故・犯罪 ゼロ作戦」の1ページ目の表紙の裏に書いてございますけれども、そちらに書いてございます から 番までを取組方針としております。

教育委員会においては、それをめくっていただいて報告シートのナンバー20以降が教育委員会の取り組みとして挙げさせていただいています。あくまでもこれは教育委員会として挙げた事例であって、これを八王子市役所全職員が共有をして皆さんで取り組むということになりますけれども、教育総務課としては、そちらにございますように、不審者に対する注意ですとか、川遊び等の危険な場所には近づかないとか、そういうことに対して、そちらに書いてありますような対策を講じているという内容になっております。

順次、施設整備課、学事課、それから指導室、それから生涯学習スポーツ部においては、スポーツ振興課、学習支援課、文化財課、それから、その後になりますけれども、市民体育館ですとか、甲の原体育館、それからこども科学館と、ほとんど全所管においてそれぞれ情報を書いてあります。

特に、今年度については、施設整備などについては、耐震工事等校舎改築に伴って学校が工事現場になることが多いので、そちらにおいては、子どもたちへの注意喚起とともに工事業者等に対しても事故防止について注意喚起を行う、または、遊具等の事故防止の体制も行っていく、そのような形で報告をして、共有をしているところです。

以上です。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本件につきまして、御質疑、御意見ございませんか。

これは毎年行っているものですが、こういう形で出たのは初めてですか。

穴井学校教育部主幹 いや、毎年度同じような形で各課で作り直しをして、共用しているということで、冊子にしてお配りをしているのも、これは20年度からやっているんですね。

小田原委員長 20年度、去年から。

穴井学校教育部主幹 はい。

石垣学校教育部長 経過といたしましては、埼玉県でプール事故が起きました。そこを契機として、全市的にこの時期の部分について子どもたちを安全にするにはどうしたらいいかということで考えていこうと、それが発端でございました。

そういうことで、今回はプール事故も書いてございませぬけれども、ほかの所管については、生涯学習スポーツ部はプール事故は書いてありましたね。そういうことで、プールのところについての弁の問題とか、そういうことも学校については当然各学校事前にやっているところがございますけれども、甲の原等の室内プールについても事前にチェックをしていくということでございます。

あと熱中症の問題もございまして、これについては、学校については、全部計測計を入れ、また連絡体制という部分も整えて対応してきているところでございます。

いずれにしましても、全市的に危険なヒヤリ・ハットの部分で事前に予知し、また何かあればすぐ対応がとれると、そういう意識を持っていこうということで、この作業を進めたところでございます。

以上でございます。

小田原委員長 ということですが、いかがですか。変なことを聞くけれど、ヒヤリ・ハット事例というのは、うちが発明した言葉ですか。

穴井学校教育部主幹 基本的に、危機管理だったり、危険管理をする言葉として一般的に使われているものです。

石垣学校教育部長 安全衛生の関係で。

小田原委員長 埼玉の場合には、市の課長、係長が管理責任を問われて有罪になったんですか。そういうことはやっぱり避けなければいけないという。これは子どもたちのために

は、私たちがしっかりしなければいけないんだというところから出発しているということですね。

和田委員 初めて見るものですから、ちょっと説明をお願いしたいんですが、各シートに書かれている数字がございますよね。とか とかあるいは21とか、22とか、そういうのが書いてございますよね。これはどういうことなんですか。上から項目が並んでいるわけではないですよね。

穴井学校教育部主幹 いや、そうではなくて順番に、最初の1が大きな1が普通の1で(1)ですので、その次が、 というふうに区別をしているだけです。特に意味はありません。

和田委員 例えば、市民プールのところの1の(2)のところは、 から始まりますよね。

穴井学校教育部主幹 すみません。これについては、この番号の振り方が多分急いでつくった中で、打ち込むときに打ち間違えたものだというふうに思います。

小田原委員長 そうすると、この次のあたりにいくと、学童保育所のところは、今度は通し番号になっちゃっているでしょう、(2)にいくと。これは脈絡が。

穴井学校教育部主幹 そうですね。これについては、取り組みの取りまとめは、生活安全部の方で行ったのですが、時間がない短い中でやっている中で、各部または各課の方に用紙を渡してそれぞれがつくったものを足し上げた形になっていきますので、多少様式がばらけているところがあるかと思えます。申しわけございません。

小田原委員長 多少じゃないな。相当だな。

和田委員 そうすると、解釈は、番号が違っているということを除いて、上から各項目の一番上に来ているものが、で2、3、4というふうになるということですよね。

穴井学校教育部主幹 そうということです。

和田委員 同じく1の(2)の中に入っているものについても、本来であれば、1、2というふうに打つところが整理されていないという、そういう解釈で。

穴井学校教育部主幹 そのとおりです。

石川教育長 ナンバー24を見ても、1の(2)のところは、それから なんだよ。その次のところは なんだよ。

穴井学校教育部主幹 多分どこからコピーして来て張りつけたんだと思われます。そのときに番号を訂正するのを多分忘れていたとしか考えられません。ちょっと不備があって申しわけないんですが。

小田原委員長 統一はとれていないですよ。だけれども、これ項目……。

和田委員 何も書いていない項目のところにも番号が入っているわけですよ。そうすると、どこからコピーしたという話になれば、当然そこに項目が入っていたということにならないのですか。

穴井学校教育部主幹 多分これは前年の書式と同じなんですよ。前年に というふうに入っていたところについて、今年度は、ああ、これは事例がなかったねということで削除するときに番号も消さなきゃいけなかったのを消し忘れたもの、または、番とって丸が残っているものについては、昨年も多分番号を間違えていて消し忘れたんだというふうに思います。

今回は、実は報告するまでの期間が10日以上最初に照会をかけたときよりも早まって、先になったので、本当に時間がない中で各所管の方で上げていますので、ちょっと不備なものが多いふうになっていますので、それは大変申しわけございません。

小田原委員長 出ていなかったんじゃない。この形で出ていたわけ。

穴井学校教育部主幹 はい。

小田原委員長 ああ、そう。見ていないね。

石垣学校教育部長 今年はちょっと報告した方がいいだろうということで、私どもで出させてもらいました。

小田原委員長 見ていないんだよね。

石垣学校教育部長 それで子どものことですから、そういう夏休み中ということも意識していますので、その中で報告させていただいた方がいいかなと。

小田原委員長 去年見せるとこの形はこうでなかったんだろうと思いますね。

石垣学校教育部長 番号でちゃんとなっていたと思います。

小田原委員長 いや、番号だけじゃなくて、表現の仕方がやっぱり担当によってみんな任されているものを寄せ集めただけのものだから、もうまちまちになっているんですよ。これを統一してだれかが見ているというところがないために、こういう結果になったと思います。

穴井学校教育部主幹 そうですね。そのとおりだと思います。

石垣学校教育部長 3日間ぐらいで実は……。

小田原委員長 だから、そういうことをやっちゃだめなんだ。出しちゃだめなんだよ。

石垣学校教育部長 申しわけありませんが、そんな形でつくった経過がございます。

穴井学校教育部主幹 ちょっと言い訳をさせていただきますけれども、これについては、

職員の間で共用するものですので、市民に対してこれをお配りするとか、そういうことではなくて、市長からも市役所の職員3,000人が全部、2つの目でちゃんと子どもたちを見ましようよという意識づけのために作成しているものですので、言い訳になりますけれども、早く作って早く周知をするということを一番優先課題ということでやっております。

小田原委員長 お言葉に対して申しわけないんですが、そういうことを言うと、じゃあ、市民に見せなくて庁内で配るものはいいかげんでいいということになるわけですか。

穴井学校教育部主幹 ただ、すみません……。

小田原委員長 いや、言い訳をお聞きすれば、そういうふうに聞こえますけれども、よろしいのですか。

穴井学校教育部主幹 業務量として考えたときに、各所管を集めて全部精査をするというふうにする所管としては、特段これについては、全所管が意識をつけてやるということが中心になっていますので、全部精査をして文書をそろえてというところについては、時間もありませんし、その担当所管が決まっているわけではありません。皆さん力を合わせてやっているとことなので、そのところは取り組みの方を御理解いただきたいというふうに思っています。

小田原委員長 こだわるけれども、そういう言い方でもって丸めちゃいけないと思います。お答えとしては済むかもしれないけれども、やることの重さを考えたら文言がどうのこうのということを言っているわけじゃないんですよ。そういう気持ちで取り組まなければやることの意味が徹底しないんじゃないですかと。

穴井学校教育部主幹 大変申しわけございませんでした。

石垣学校教育部長 私からもおわびをさせていただきます。また、担当所管といたらおかしいですが、私の方もシートとしては参加していますので、こういう形で出たということについては反省し、また来年については、きっちり出せるように努力いたします。

それと、もう一つなんですけれども、先ほど、水崎委員さんの方からお話がありましたけれども、発展型として夏休みの安全ということを考えてときに、子どもたちの居場所づくりというのですか、さっき図書館の話が出ましたけれども、学校の図書室を含めて、そういうことも考えていく必要も今後あるのかななんてちょっと私も思ったところでございます。今は思っただけのことでございますけれども、そういうこともこういうシートの中で発展型としてあっていいのかなと思っているところでございます。

以上です。

小田原委員長　そのほか、いかがですか。

和田委員　私が質問を最初にさせていただいたので、やはり最後要望を言わせていただいて、やはり先ほどの答弁について、私も聞いていて、ちょっとあの説明でいいのかという思いを大変強くもちました。

ここに取り扱っている内容は、子どもを取り巻く事故・犯罪ゼロの作戦の中で行われている庁内での取り組みだというふうに考えたときに、今のような話で、庁内で忙しいからということで話をしているのであれば、本当に市役所全体の中できちんとしたそういう取り組みをなされているのかという疑問を、こういう資料を見ただけでも思わざるを得ないと思うんです。やはり子どものことを考えたときに、そういう全体を把握したりとか、やはりこういうところに出す資料であれば、きちっと目を通して、何が課題なのかを是非整理してもらいたいと思いますし、このシートは、恐らく次の取り組みのもとになる資料になると思いますので、是非そういう意味からきちんとしたものを出していただきたいなと思います。

ただ、最後に申し上げたいのは、こういう意見が出たら次回から出ないということのないように、是非目に触れる形で私たちにも情報提供をいただきたいなということを是非お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

穴井学校教育部主幹　わかりました。すみません。

石川教育長　これは政策運営会議で配付をされた資料なんです。去年も出てきて、私はその場で余りにも文言が的確性を欠いているというか、文章になっていないようなものがあったものですから、そこで指摘をしたのを今思い出しましたけれども、やっぱり会議の資料として余り不備なものはみっともないということもあったし、やっぱり正しい認識を皆さんに持ってもらう限り、余り意味がないので、それで指摘したつもりだったんですけれども、こういう形で出てきて、また、そういうような状況だとすると、これをまとめたところが何をやってたんだということになりますので、是非担当のところをしっかり伝えていただきたいというふうに思います。

穴井学校教育部主幹　はい。担当所管にはしっかり伝えていきたいというふうに思っています。今年度直しておけば、来年度につながるかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

川上委員　この事故・犯罪ゼロ作戦ですけれども、これは庁内の皆さんでということ、3,000人という言葉もさっき出てきました。それから、市民の皆さんにお出しするものではないという言葉がありましたけれども、市の職員だけで防げるものではないので、本来でし

たら、これを全部、例えば想定場所と書いてありますよね、こういうことが起きるみたいな。今までほかであったこともそこに例として事例として挙げて、今度想定場所として書いてあるようなこともあるので、これはやはり全市民に公表してというか、おわかりいただいて、みんなでこの作戦に取り組むんだという形の方がというふうに思ったんですね、先ほどの話を聞いて。

穴井学校教育部主幹 市民に対しては、これと合わせた報告をさせていただいているのですが、7月15日号の広報で子どもたちの見守りということで皆さんには御報告というか、周知を図るとともに、八王子の教育広報の中でも取り上げて伝えていきたいというふうに思っています。

川上委員 その場合、ここまでの詳しいことは伝えられませんよね。

穴井学校教育部主幹 それについても、ホームページに載せるかどうかについても一度検討します。それで、載せる場合は、当然御指摘のあった文章についてはお直しをしたいというふうに考えております。

川上委員 お願いいたします。

小田原委員長 これは午後の防災行政無線での放送というのですか、無線で市民の見守りをお願いしていますと言っているわけでしょう。そういうことから言えば、市役所が全体で取り組んでいくことであれば、市民の皆さんにやっぱりこういうことを私たちもやっていますから、市民の皆様の見守りをお願いすることは言うべきでしょうね、やはり。

こんな例がありますので、どこかの都の教育施策連絡会というところで、私は行ったことはないんですけども、教育長が字を間違えた、読み方を。というのがあって、それを係員があるいは教育長もそうだったんですが、間違えたから直すようにと担当の者に伝えて帰ったんだけど、翌年も同じ文字を同じように間違えて読んだというのがあった。それから、あるところで、ある課長だか部長が原議を持ってきたのに対してその中身について説明を求めたら、「私はわかりません」とか、いいかげんなことを言ったので、その部長さんが「そんなのに印鑑を押せないだろう」と言ったら、そこに今度は原議を持ってこなくなった。原議を回さなくなったというような話があるんです。是非そういうことは八王子ではないようお願いしたいと思いますので。

穴井学校教育部主幹 それは当然のことですので、それは。

小田原委員長 いや、当然のことが世の中にはいっぱいそうでないことがあるという事例を申し上げたんです、実際の例を。どことは言いませんけれども、是非そういうことのない

よう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

余分なことを申し上げましたけれども、そのほか何かございせんか。よろしいですか。

それでは、「夏休み 子どもを取り巻く事故・犯罪 ゼロ作戦」、よろしく御実践お願ひしたいと思ひます。

では引き続き、指導室から御報告願ひます。

宮崎指導室統括指導主事 それでは、よろしくお願ひいたします。

前回の6月3日の定例会で、平成22年度八王子市立中学校使用教科用図書採択要項を決定していただきました。それに基づきまして、本日平成22年度八王子市立中学校使用教科用図書採択における教科用図書選定検討委員会の設置に関する要項について報告をいたします。お手元の資料をごらんください。

1の部分で、教育委員会は、平成22年度八王子市立中学校使用教科用図書採択のための教科用図書選定検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を置き、検討委員会の報告を参考にしながら、採択するというものでございます。

2番のところで、検討委員会の構成と任務について書いております。（1）から（8）まででございます。

今回の採択におきましては、特に（4）検討委員会には、専門的事項を調査研究するために、教科別調査部会（以下「調査部会」という。）を置く。なお、社会（歴史的分野）以外に新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことから、教科別調査部会は、社会（歴史的分野）のみ設置するというところが特徴でございます。

（5）検討委員会は、各中学校が行った教科用図書の調査研究について報告を求めることができるとしております。

また、今出てまいりました調査部会につきましては、その下の段、3のところでございます。調査部会の構成と任務は、次のとおりとする。以下に述べております。

そして、最後のページに、資料といたしまして、平成22年度八王子市立中学校使用教科用図書採択に係る事務の流れを図示してございます。これにつきまして、ただいま報告した要項につきましては、教育長決裁という形で6月4日から施行するというところでございます。これに伴いまして、6月18日に、八王子市で検討委員会並びに教科別の調査部会をスタートして、現在調査を進めているところでございます。

以上でございます。

小田原委員長 指導室からの説明は終わりました。

本件につきまして、御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。よろしいですか。

小学校の採択と変わっているところは、その社会科の歴史的分野については、調査部会を設置するというところですね。

宮崎指導室統括指導主事　　そうでございます。

小田原委員長　　ということで、よろしゅうございますか。

水崎委員　　これはこれで決定してもう動いているわけですものね。だから、今さらこの文章についてどうのこうのということは、ここでは言う必要はないということですね。

宮崎指導室統括指導主事　　はい。報告でございます。

小田原委員長　　何かあったら言ってください。いいですか。

水崎委員　　2の(6)の教科書センターにおけるアンケートを参考に、となっているのですけれども、ちょっとここについて教えていただきたいんですけども。

宮崎指導室統括指導主事　　教科書センターは、本市の教育センターの2階の図書室を教科書センターということで開いてございます。このところに当然教科書を閲覧できるようになっているのですが、そこにアンケートを置かせていただいております。これは毎回見本本についてはそういう形で置かせていただいているのですが、そこにそこを訪れた市民の方、保護者の方等が感想ですとか、意見ですとか、そういうことを記入していくと、そういうものでございます。これについて、こちらで取りまとめまして、また報告はさせていただくということでございます。

小田原委員長　　これも今回はどのぐらいになるかわからないんですけども、ちょうど採択にかかわるアンケートというのは、相当のアンケートが出されていまして、それをまとめて私たちに目に触れてもらうと、見てもらうという形で配られるのですね。

そのほか、よろしいですか。

和田委員　　もう進められていることなので概略で結構なんですけど、検討委員会の委員の選定の過程、アの中学校長又は副校長、それからイの保護者代表のところについて、どのような校長先生や副校長先生が委員として入っていらっしゃるのか、個人名は結構なんですけれども、どういう立場の方が入っていらっしゃるのか。それから保護者の代表については、どういう形で選定されているのか、御説明いただきたいと思います。

宮崎指導室統括指導主事　　検討委員会につきましては、市内の校長、副校長、それから保護者代表ということでございます。校長につきましては、校長会の方に推薦をしていただきました。また、副校長につきましても副校長会の方で名前を出していただくということにし

ており、もちろんこれについては、委嘱という形ですので、教育委員会として委嘱をするわけですけど。それから保護者につきましては、中学校のPTA联合会の方に依頼をするという形をとりました。

以上です。

小田原委員長 調査部会の教員は。

宮崎指導室統括指導主事 失礼いたしました。教員につきましては、各学校の校長からの推薦ということでございます。

小田原委員長 ということで、よろしいですか。

和田委員 そうすると、校長先生や副校長先生は、教科というのはどんなふうになっていますか。今回社会科が中心になっていると思うんですが、そういう構成的なものというのは何か報告されているのでしょうか。

宮崎指導室統括指導主事 社会科のメンバーももちろん検討委員会に入っておりますが、社会科でない、いわゆる専門でいらっしゃる校長、副校長も入っています。さまざまな視点で見ていただくという点で検討委員会になっております。また、調査部会に関しては、社会科の担当というふうに聞いております。

和田委員 わかりました。

小田原委員長 これは、またこんなことを言っちゃいけないけど、聞いていますでいいんですか。

宮崎指導室統括指導主事 申し訳ございません。そういうふうにしております。

小田原委員長 そのほか、いかがでしょうか。

検討委員会は、社会科（歴史的分野）だけじゃなくて、ほかの教科についても検討委員会としての報告が求められるわけだから、いろいろな教科の先生も入っていると、校長会の方も入っているんですということでもいいんでしょう。

宮崎指導室統括指導主事 結構でございます。保護者の方についてもさまざまな立場からということで入っていただいております。

小田原委員長 ということで、社会科の歴史的分野については、新たに教科書をまた採択する形になりますので、これは調査部会は社会科の先生方をお願いしているということですね。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、ないようでございますので、指導室からの報告は以上ということで終わりました、次に、生涯学習総務課から御報告願います。

桑原生涯学習総務課長 それでは、平成21年度の生涯学習スポーツ部の夏季事業について御報告します。

生涯学習総務課の五つの事業を初め、3課2館でこしは82の事業を計画しております。お手元の資料のうち、網かけしている部分は、今年度、前年度との変更部分になっております。それでは詳細につきましては、前田主査の方から御説明いたします。

前田生涯学習総務課主査 それでは、平成21年度の生涯学習スポーツ部の夏季事業について御説明させていただきます。

まず資料の1ページをごらんください。生涯学習総務課の事業でございます。自然体験・自然観察会を初め五つの事業を実施いたします。

次に、同じ1ページ中段以降、スポーツ振興課の事業でございます。学校プール開放事業を初め四つの事業を実施いたします。

次に、1枚めくっていただきまして、2ページから4ページまで学習支援課の事業でございます。夏休み子ども映画会や講座など23の事業を実施いたします。

続きまして、5ページ、文化財課の事業でございます。体験学習など四つの事業を実施いたします。

次に、5ページ中段から6ページにかかりますけれども、図書館の事業でございます。親子参加型の事業や中学生ボランティア体験の事業など、九つの事業を実施いたします。

最後に7ページから10ページ、こども科学館の事業でございます。日食学習会や夏休み特別天文講演会など、七つの新規事業を含む37の事業を実施いたします。

これらの事業につきましては、この後、市内の小・中学校等に積極的に情報を提供いたしまして、多くの方に御参加していただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

小田原委員長 生涯学習総務課からの報告は、終わりました。

本件について御質疑、御意見はございませんか。

水崎委員 これももう報告ということなので、決まってこれで動き始めようというものでしょね。そして、昨年度の実施した中での反省点とか、そういうところはどこだったのかということと、それを今年はどこで・どういう形で生かされたかというのがあれば、教えていただきたいと思えます。

桑原生涯学習総務課長 基本的に、今回去年72事業をやりまして、今回82事業になっています。そういう意味で、廃止した事業というのは原則的に入っていませんので、そういう意味では、各所管ともある程度の成果が出たのでことしも継続してやろうと。また新規もございますけど、そういうことで出ているというふうに考えています。

小田原委員長 よろしいのですか。そのほか、いかがですか。

この網かけは何でしたか。

桑原生涯学習総務課長 変更部分です。例えば、1ページの真ん中辺に網かけがございますが、これは19年度の伝統文化こども教室の合同発表会を20年度にやったのですが、今年度20年度の伝統文化こども教室の合同発表会は、伝統文化ふれあい実行委員会というふれあい財団の方にございます。そこの方でやることになりましたので変更していると、こういうような変更は……。

小田原委員長 うちの生涯学習スポーツ部ではないということなので。

桑原生涯学習総務課長 はい。今年からそちらの実行委員会の方で発表会をやるということでございます。

小田原委員長 共催でもないわけ。共催というか実行委員会の中に入って。

桑原生涯学習総務課長 実は私もですけども、もう1人文化財課長もこの実行委員会のメンバーには入っております。

小田原委員長 じゃあ、入れちゃったっていいんじゃないの。

桑原生涯学習総務課長 ただ予算等の関係は、全部財団の方の予算ということになっております。

小田原委員長 ああ、向こうの予算で。

桑原生涯学習総務課長 はい。

小田原委員長 いいんですけど、こっちでも言い、財団の方でも言うという形にすれば、子どもたちの参加という目に触れる機会は多くなるでしょう。財団の方、実行委員会の方でこれを宣伝するとしても、ここから外れちゃうと子どもたちはないものと思っちゃうという部分が起きるかもしれない。

桑原生涯学習総務課長 まず財団の方でも財団の広報がございますし、必要があれば市の学園都市文化館も入っておりますので、そちらの方での広報ということも考えていると思いますので、ある程度PRはしていけるかなとは考えています。

川上委員 さっき夏季事業なので、一番早く始まるのが7月18日ということがあります

けれども、これはいつ決定になったのですか。それぞれのところで決定したときというのは、時期は違うと思いますが、これが全部集まってこれをやるということが全員にわかるというのはいつだと、今日なのですか。

桑原生涯学習総務課長 この事業全体をきょうこの定例会でお出ししていますが、例えば7月19日にやる事業などは、もう広報等でもっと前にPRをしていますので、募集がかかるような事業については、ある程度期間をとらなければいけないということもございまして、その都度決定をして広報で打っていくということになるかと思います。

ただ、全体的にはこういう事業がありますよということは、先ほど前田の方から説明しましたけれども、学校等々にはこういうことがこういう事業を行いますよというPRもしていくということでございます。

川上委員 個々の講座は個々でPRをしていて、全体のものを学校に向けてのPRはこれからということですか。

桑原生涯学習総務課長 はい。学校は、きょうこの後、終わった後に電子媒体等で学校にはPRしてまいります。

川上委員 わかりました。

小田原委員長 ということであれば、なおさら伝統芸能にしても、こういうところから外すというふうになると、子どもたちの目からは外されていく形になりますよね。

桑原生涯学習総務課長 1年間やった成果を翌年に発表するというので、20年度は19年度のやったことを20年度に発表をします。

石川教育長 これは去年のまま載せてあるわけだ。ことしは20年度になるわけね。

桑原生涯学習総務課長 そうです。失礼しました。

小田原委員長 これ8月23日と聞いているけど8月23日なんですよ。東京ガスでやるというのは。

桑原生涯学習総務課長 確認をしておきます、すみません。

小田原委員長 いや、だから、そういうふうになるんです。だから、皆さんが関係するものでこれは、こういうところから落としちゃいけないなというようなものは、そういう欄をつくってやっぱり入れてやらないと子どもたちの目からは外されていく。何でこんなことをやっているのかというと、伝統文化はやっぱり伝統文化として引き継いでいかなきゃいけないんだという、そういう基本的な考え方があるからやっているわけでしょう。

教育広報にもこの教室がありますよということはしょっちゅう出てくるわけじゃないです

か。とすれば、やっぱり落としちゃいけないことは落としちゃいけないなというふうな観点を持たなければいけないんじゃないかなと思うんですね、姿勢として。御要望としてお聞きいただければと思います。

水崎委員 3点教えていただきたいんですけど、親子わくわく体験、1ページ目の上から2段目なんですけど、これは対象は小学生とその保護者となっていると思うんです。これは去年はたしか保護者1人、それで子ども1人、これで2人1組ということだったような気がしたんですけども、今年はやはり去年と同じなんでしょうか。

私、実は、両親が参加するのはだめなんですかと去年、質問したような覚えがあったんですけど、ちょっとここに明記されてなかったので、具体的にわかれば教えていただきたいのが、まず一つです。

そして、次は、そのページで青少年海外交流事業とあるんですけども、これは新型インフルエンザの件のことはどう考えておられるのか、どういう対応をとろうとされているのか、教えていただきたいのが二つ目です。

あともう一つは、同じページで、学校プールの開放事業と児童水泳教室というのがあると思うんですね。それは開放してもいいですよと学校が申し出てくださったのが、開放事業が12校、児童水泳教室が3校、この15校だけだったのか、それとももっとあって、理由があってお断りして、それで15校にしたのか、ちょっとそこら辺詳しいことを教えてください。お願いします。

桑原生涯学習総務課長 まず親子わくわく体験でございますが、夏休みと冬休みに行っております。

水崎委員さんがおっしゃるように、親が1人、子が1人じゃなくて、親が1人、子が2人の場合もございますし、子どもさん3人の場合もありますけど、なるべく多くの方に参加していただくということもございますので、その辺は2人とか3人という程度でやっております。一人一人ということはありません。

それから、青少年海外事業なんですけど、今これは本年度台湾に事業を進めておりますが、確かに新型インフルエンザの問題があります。この間も中学校の校長会でも御説明しましたけれども、その問題が少し出まして、最低でも1カ月ぐらい前には実施するかどうかをある程度判断をしていきたいというふうに考えております。

遠藤スポーツ振興課長 児童水泳教室なんですけど、これは一応申し込みの状況がありまして、定員を超えることは少ない中で、毎年募集しまして、バランスよく地区を分けて3校で

実施しております。

水崎委員 応募は3校以上はあるんですか、それとも3校しかなくて3校でとなっているんですか。

遠藤スポーツ振興課長 参加人数から見ると、3校でやる方が効率的です。なかなか参加定員が満たない。そういう中で3校実施しております。

小田原委員長 検証しているのかという最初のころの質問がここに出てくるんだけど、だから、そこを言わないと。例えば、昨年、一昨年を見ているとどのぐらいの参加者があって、地域としてこういうふうに割り振ればこの3校で十分ですとそういう説明が出てくるはずなんですけど、そういうところを聞いていないから今みたいな話になっちゃうんです。

遠藤スポーツ振興課長 実は、毎年同じ学校ではございません。やはりバランスよく中心校でもやってもらいたいという教育委員会の御意向もありましたので、中心校を入れたりそういうことはしながら検証してやっております。その中で3校、これが定員から見ると、効率的な実施ということでございます。

水崎委員 学校はこちらから働きかけをして、この学校をお願いしたのですか。

遠藤スポーツ振興課長 手を挙げてくださって。

水崎委員 手を挙げてくださる。じゃあ、その手を挙げた学校というのは3校以上はあるわけなんですね。

遠藤スポーツ振興課長 あります。その中でバランスよく3校を選ばせていただきました。

水崎委員 わかりました。

若林生涯学習スポーツ部主幹 学校のプール開放の件でございますけれども、こちらにつきましては、今年の1月15日に小中学校長会の中で実施希望の事前調査の依頼を行いました。その後、2月12日に、実施希望の申し出のあった学校さんに集ってもらい、その中で調整しました。希望校は全部で16校ありました。16校のうち、今回は12校ということになっておりますが、結果として、4校については、御辞退いただいたということでございます。

そこで、その決定した方法でございますけれども、16校集めた会議の中で、まずそれぞれの実施期間の第1希望、第2希望をとりました。これは実施期間が、例えば第1クールが7月24日から7月30日、第2クールが7月31日から8月6日、そんな形で4期間に分かれています。その4期間の中で地域割、それからそれぞれの学校での過去の実績、こういったものを加味した中で集まった学校さんの意向を聞き、私の方で調整させていただきました。

た。その結果、今回の12校の学校に決めさせていただきました。そんな経過がございます。
水崎委員 全校してはいけないものなんですか。効率が悪いんですか。費用とかかかるんですか。

若林生涯学習スポーツ部主幹 実は希望した全16校、本当は希望どおりに実施したいという気持ちはあるんですが、実はこの学校プール開放につきましては、水泳連盟さんの協力なくしてできない事業でございます、水泳連盟さんの1日の出せる人間というのは決まっております。その中で、最大やっても4校とか3校なんです。これがまた期間によっては、例えば第1期だったら何校まで対応できますよとそういった希望もありますので、それとの兼ね合いの中では、1期間あたり概ね3校という形で平均化するという形をとっております。要するに、受け入れ方の水泳連盟の問題もでございます。そのような理由で12校とさせていただきます。

小田原委員長 そんな流れというのがあって、昔は学校のプールなんていうのはいつでも開放していたと思うんですけども、それがだんだんと世の中が変わってきて、その学校で義務化、開かなきゃいけないみたいな話になって、だれが指導するんだというような話になったり、事故が起こったときの責任はどうするんだとかというような話になっていってややこしくなって、それで本務から外したんじゃないかな。それで、じゃあ指導者あるいは監視はどういう方がするのかというと、きちんと泳げる人、救命の技術を身につけた人が監視員になると、指導者になるというふうな形で今のような話になってくと制限がかかっちゃう。だから、全部の学校でやるのが普通だろうと私なんかは思ってるんだけども、それが出来ない事情というのがある。

水崎委員 ちょっと夏季事業のこれとずれちゃうことを聞いちゃうかもしれませんが、皆既日食、7ページのところで日食観察会とあると思うんですね、上から2段目。日食グラスで観察するという事になっているんですけども、この日食グラスというのはこども科学館では販売しているのか、それとも来た人に無料で差し上げるのか。それとは別で、各小学校・中学校とか、それはこういう日食グラスとか配布して、こういう機会に勉強するなんていうことをしているのか、ちょっとそこを教えてほしいんですけど。昔、黒い下敷きで見ましたけどあれはいけないということになったので、すみません、時間をとっちゃうかもしれませんが、お願いします。

齋藤生涯学習スポーツ部主幹 日食につきましては、御指摘のとおり、過去にこういう方法で見てもいいよと言われた方法は、ほとんど今危険と言われていまして、専用の日食グラ

スで見ましようという話になっております。

学習会を開催しております、既にもう1回目を開催したんですけれども、260人、定員いっぱいの方が来てくれたので、非常に関心は高いと思っております。

学習会の中で専用の日食グラスを必ず使って見るようにという指導をさせていただきます。当日観察会に私どもの館に来ていただける方は、事前に自分で購入等をして日食グラスを持ってこられる方は持ってきてくださいと。当日、館の方では、通常日食グラスを使っても1人の人が1分から2分ぐらい太陽を見続けるのが限界なんです。やっぱりそんなに長い時間見続けるわけではない。私どもの方も観察会につきましては、定員等を設けておりませんので、当日配付するためのものは用意いたします。ただ、非常に肉眼で子どもたちが見てしまうようなことがあると危険ですので、何度も必ず肉眼でも見ないようにアナウンスをして、たくさんの方にお越しただけた場合には、グラスは皆さんで持ち回りをしてごらんくださいと。

それとあわせて、日食の観察方法は、必ずしも太陽を観察することだけではなくて、木もれ日を観察するとか、地面に映った太陽の影が欠けている太陽の形どおりになりますので、写真を撮るとかそういった観察方法もありますので、子どもたちにそういった観察方法も教えるとともに、そういったコーナーもつくって分散をしていきたいとそうように考えております。

以上です。

小田原委員長 写真とかそういうようなのも教えたりすればいろいろなことはできると思うんですけれども、買えば1,500円すると聞いているんですね。

齋藤生涯学習スポーツ部主幹 今かなりいろんな種類が出ておまして、一番安いもので500円ぐらいから、一般的に今一番推奨されて天文年のマーク入りのものが委員長のおっしゃるとおり1,500円で、市内でも大きなカメラ店とか本屋さんとかで販売をされております。

以上です。

小田原委員長 これ日比谷野外音楽堂へ行くとただで見せてくれるというような、そんなイベントもあるみたいですね。先ほどありました、木もれ日で見えてくるわけだし、いろんな観察の仕方があるので、そういうことをサイエンスドームではいろいろ教えてくれるだろうと思います。角度だとかいろんなことがあると思います。

ということですが、そのほか、いかがですか。

和田委員 これは生涯学習スポーツ部というよりも指導室の関係になるのかもしれないん

ですが、学校プールの開放事業に当たっている小学校の水泳指導の状況なんかは、こういった先ほどお伺いしたら、短期間クールをつくる、1クールをつくりながら充てているということなんですけれども、学校の水泳指導にこの事業そのものは影響を与えたりとか、支障が来たりするということはないということで理解してよろしいでしょうか。

由井学校教育部参事 学校プールは、基本的に始まりの5日間と終わりの5日間という大体そういう学校が多いですけれども、恐らくそういう支障がないということでここに申し込んでいる、ここに名前が挙がっているというふうに考えております。

若林生涯学習スポーツ部主幹 実は、この期間につきましては、確かに学校さんの方でプールをやっている時期もあり、それらから外した日にこのプール開放の設定をしております。ですから、あくまでもこれは学校さんの希望でこの日だったらできるという希望の日に挙げていただいている、そういった趣旨になっております。

和田委員 そうすると、あんまり小学校は水泳指導という期間が、今のようかなり短い期間ということですか、八王子市の場合には、かなり学校によっては、非常に長い期間を指導しているようなところもあるものですから、その状況をちょっと教えていただければと思います。

宇都宮指導室統括指導主事 大体の学校は20日間実施しています。少ない学校でも16が1校、2校あるぐらいで大体標準の日数で実施しています。

和田委員 じゃあ、そういう期間は外しているということで解釈すればいいですね。

小田原委員長 標準は何日。16日。

宇都宮指導室統括指導主事 一応指導室としては、20日程度実施していただきたいというふうにしておりますが、日にちのめぐりですとか、それから林間学校の絡みなんかがあって、なかなか人がいなくて実施できないという学校はございますけれども、大体20日ということで指導しております。

小田原委員長 ということは、ここに出ている学校とその日にちの部分というのは、ほかの学校の子どもたちが来てもいい、そういうことなんですね。

若林生涯学習スポーツ部主幹 そのとおりでございます。

小田原委員長 ということですが、そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 生涯学習スポーツ部全般の事業一覧ということなんですけれども、さまざまなところでいろいろな事業が展開されますので、これにそれぞれの意義のある形で実行できれ

ばいいなと願っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ということで、予定された報告は終わりましたけれども、そのほか何か御報告はありますか。

石垣学校教育部長 特にございません。

小田原委員長 委員の皆さんで何かございますか。

私の方からちょっとお伺ひしたいのですが、小・中学校の修学旅行について、これは指導室ですか、あるいは学事課ですか、施設整備課ですか。それじゃあ、幾つか申し上げたいと思いますが、修学旅行先を決定する、方面を決定するその決定の仕方が1点、全部で6点あります。

それから、実施形態はどういうふうになっているのか、これ子どもたちと引率のいろいろあると思いますので、典型例を示していただきたいということ。

それから、経費の内訳、子どもというか保護者からどのぐらい、どういう内容で集めているのか、あるいは積立金でどういうふう処理しているのか。これもさまざまな例があると思いますので、その典型的な例で結構です。

それから、当然修学旅行という名前をつけているとすれば、行くだけじゃなくて、事前とか事後の指導というのがあるかと思ひますけれども、その指導の実態、これも典型的な例でいいと思ひます。いい例・悪い例とか、やっていないとかというのあればですね。

それから、保護者あるいは外部から皆さんにこうしてほしいとか、このようなことはいかがかといったようなそういう意見・要望等が寄せられている事実があるのかないのか。

それから、もう一つ最後には、修学旅行というものについて、担当をされる部分、お金を出す方とか、指導する方とか、そういう部分で修学旅行というものに対する方向性あるいは今後の見通しあるいは考え方、どういふふうにお考へになっているかということをお知らせいただきたいと思ひます。

私の方からは以上ですが、皆さんよろしいですか。

和田委員 新型インフルエンザの対応の流れと、どういふふうに対応するかということがありますけど、現在のインフルエンザの動向はわかりますか。

小田原委員長 修学旅行についてね。じゃあ七つそれを含めて、修学旅行におけるインフルエンザの対応というのかな。インフルエンザに対して修学旅行をどういふふうに取り扱つかということですね。あわせて。それでは、現在のところ何かありますか。

野村学事課長 今、新型インフルエンザなんですけれども、市内ではぼつぼつ発生状況

も見られますが、市内の小・中学校の児童・生徒には発生をしていません。他市なんですけれども、一時帰国者が発症したという例がありますので、今、一時帰国の体験入学を許す・許さないは別として、体験入学的なことをしている児童・生徒についても健康観察をきちんとするようにという指導を出しています。今のところはそういう状況です。

和田委員 修学旅行については・・・。

野村学事課長 修学旅行については、原則として蔓延している地域には……。

和田委員 そうじゃなくて、八王子市の中学校の中での修学旅行に対して、ただ延期になったとか、あるいはその後、延期になったらそれが実施できるようになったとか、8月末か9月に実施できるとか、前に問題になったようにキャンセル代のことはどうなっているとか、その辺のところをちょっとお答えいただくとありがたいと思います。

野村学事課長 延期になった学校は6校です。学校名は今ちょっと持っておりませんが、どれも6校になりました。すべて延期で、期間を8月の末から9月の初めにかけて同じ内容で行われるような手配が済んでいます。またキャンセル料というか、追加でかかる費用というか、そういうものについては、JRそれから東京都の中学校校長会それから旅行業者の方で、一番かかるところとすると、1日だけ同じ宿がとれなかった学校がありますので、そこが3,000円ぐらいもしかしたらかかるということですが、平均基本的な部分の1,000円ぐらいがもしかしたらとられてしまう。その1,000円だけがちょっとかかってしまうというようなことがあるんですが、それも極力とらないように、今、業者さんを通して調整をかけていただいているところです。

以上です。

和田委員 キャンセル料を国が補てんするとかそういう動きもありますよね。

野村学事課長 はい。それについても、今、実際そのキャンセル料が発生するかどうかの最終段階に来ておりませんので、もし発生するということになれば、補正などを考えなければいけない、また補正するほどの金額ではないというふうに思いましたので、それについては、またもしかしたら検討する必要があるかもしれない。今、調整をかけているところなので、まだ判断はこの先だと思います。

小田原委員長 ということですが、よろしゅうございますか。

由井学校教育部参事 小・中学校の修学旅行の件ですけれども、まず一つ目の方面の決定……。

小田原委員長 それは今じゃなくていいです。何らかの形で、そんなに時間をとらなくて

結構ですので、御報告いただければと思います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでございますので、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。

再開は、3時35分ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それじゃあ、よろしく願います。

【午後3時25分閉会】